

(医) 社団清永会矢吹病院 医薬品安全管理委員会規約

(目的)

第1条 (医) 社団清永会矢吹病院 医薬品安全管理委員会 (以下「委員会」という) は、院内医薬品の安全使用と適正な管理を目的とする。

(委員会の職務)

第2条

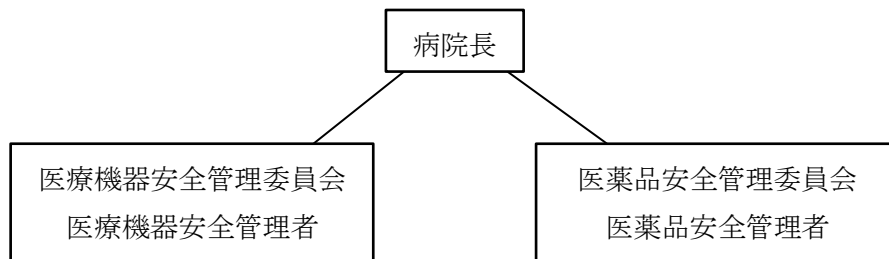
- 1) 委員会は第 1 条の目的を達成するため、医薬品の使用及び適切な管理について検討する。
- 2) 医薬品安全管理者を 1 名任命し、以下の所掌事務の実務状況を把握するため医薬品安全管理者から報告を受ける。
 - ・ 医薬品の安全使用のための業務に関する計画の策定及び改善に関する事。
 - ・ 従事者に対する医薬品の安全使用のための研修に関する事。
 - ・ 医薬品の業務手順に基づく業務実施に関する事。
 - ・ 医薬品の安全使用のための必要となる情報の収集及び改善に関する事。

(委員会の組織)

第3条 委員会の構成は次の通りとし院長が任命する。

- 1) 委員長 副院長
- 2) 委員 院長、各科医師、薬剤科、医療安全対策委員会事務局担当者
- 3) 事務局担当者 薬剤師 (医薬品安全管理者)
- 4) 委員長は必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

【医療安全に係る組織図】



(委員長の職務)

第4条

- 1) 委員長は委員会を招集しその議長となる。
- 2) 委員長に支障のある時は、予め委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第5条

- 1) 委員長及び委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2) 再任は妨げないこととする。

(委員会の開催)

第6条

- 1) 委員長は原則として 3 ヶ月に 1 回、定期的に委員会を招集する。
- 2) その他、委員長及び委員が必要と認めた場合、臨時の委員会を開催することができる。

(議事の記録、保管)

第7条

- 1) 委員会の議事は、事務局担当者（または事務局担当者が任命する委員）が記録し、資料と共に薬剤科において保管し職員に対し開示する。
- 2) 重要なものに関する記録は議事録を作成して 3 年間保管する。

(委員会の事務)

第8条 委員会の事務は事務局担当者を責任者として薬剤科において処理する。

(補足)

第9条 この規約に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この規約は平成 22 年 2 月 15 日から施行
平成 25 年 5 月 1 日に一部内容を改定
平成 25 年 12 月 1 日に一部内容を改定
平成 26 年 4 月 16 日に一部内容を改定